

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	さっぽろ子育てアプリの対象APIレベル更新対応業務
発注課	子) 子育て支援推進担当課
選定事業者	(株) サイネックス
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 <input type="checkbox"/> 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第（ ）号</p> <p>【具体的事由】 さっぽろ子育てアプリのシステムには本市独自の機能追加を行っているため、保守業務の遂行にあたっては、システムの特性、各機能の実態や特性などをプログラムレベルで細部にわたり正確に把握しているとともに、システム全体を総合的に理解している必要があり、システムの著作権は(株)サイネックスに帰属するものであることから、他者が改修することは事実上不可能である。 また、当該アプリは札幌市の子育てに関する行政情報や市民が必要とする情報を直接かつ素早く提供でき、高い即時性を持つ媒体であることから、本改修に起因する障害等が発生した場合は通常の運用保守業務と一体的に復旧対応を行うことが不可欠だが、他者が本業務を行った場合は(株)サイネックスとの責任分岐点の整理が困難であり、迅速な対応ができない。 このため、本業務はこれらの条件を満たす業者への委託が不可欠であり、当該アプリの運用管理システムの開発・運用保守を行っている(株)サイネックス以外に当該業務の履行可能となる事業者がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと考える。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決定日	令和7年9月24日